

[事案 17-19] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 17 年 10 月 25 日 裁定受理
- ・平成 18 年 2 月 23 日 和解成立

< 事案の概要 >

既契約保険を解約して加入したが、契約内容について一切説明がなく、保険料一時払いのつもりでいたが、実際は年払いの 4 年前納であったとして、契約取消し、保険料返還を求めて裁定の申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

- ・営業職員の勧めで、以前から加入していた契約を解約し、解約返戻金で新しい保険（終身保険）に加入したが、新しい契約内容については全く説明がなく、手続きも営業職員のペースで進められ、その契約内容は依頼していた「保険料一時払いで契約時以降の保険料の払込みは不要」と異なり、年払い(保険料払込期間 10 年)の 4 年前納契約で、5 年目から 6 年間保険料の払込みが必要であることが分かった。年金生活者で 70 歳代になってから、保険料を払うことは大変なのに、一定期間後に保険料の払込みが必要になることについて知らされていなかった。
- ・営業職員の言われるまま契約関係書類に捺印してしまったミスは認めるが、契約者の意向を無視した勧誘・手続きの進め方は納得できるものではなく、保険契約は無効とし、前の状態に戻すことを求める。

< 保険会社側の主張 >

- ・営業職員は保険設計書をもとに、解約した契約の解約返戻金の範囲内の保険料で加入いただけるように、「加入時は保険料の支払いは年払いで 4 年分保険料を前納し、5 年目以降は払済保険あるいは延長定期保険への変更も可能」と説明のうえ、申立人から自署捺印していただいた。しかし、「保険料年払の 4 年前納」と「その後の契約内容の変更(延長定期保険・払済保険への変更)」の取扱いは、一般顧客にとっては分かりにくかったと思料する。その結果、申立人の契約内容の十分な理解が得られなかったものと認識し、申立人の主張に沿って、契約を取り消し、契約前の状態に復帰させることとしたい。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は、会社側の申出内容にもとづき、契約を取り消し保険料を全額返還(利息を付さない)するとの和解案を作成のうえ双方に示したところ、双方の合意を得たので、和解契約書の調印をもって円満に解決した。